

第1号様式

取 下 書  
(新 築 / 増 築・改 築)

年 月 日

尼崎市長 様

届出者 住 所  
氏 名

次の認定の申請を取り下げるので、尼崎市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する事務  
処理要領第14条の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 申請年月日  
年 月 日
- 2 確認の特例の有無（法第6条第2項に基づく申し出）  
有 無
- 3 申請に係る住宅の位置
- 4 取り下げ理由

※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄
年 月 日	
第 号	
係員印	

- (注意) 1 ※印欄は記入しないでください。  
2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

第2号様式

とりやめ届  
(新築 / 増築・改築)

年 月 日

尼崎市長 様

届出者 住 所  
氏 名

認定長期優良住宅建築等計画に基づく次の住宅の建築工事又は維持保全をとりやめたいので、尼崎市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する事務処理要領第15条の規定に基づき、認定通知書を添えて届け出ます。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号  
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日  
年 月 日
- 3 確認の特例の有無（法第6条第2項に基づく申し出）  
有 無 （確認年月日・番号）
- 4 認定に係る住宅の位置
- 5 認定計画実施者の氏名
- 6 取りやめ理由

※ 受付欄	※ 決裁欄
年 月 日	
第 号	
係員印	

(注意) 1 ※印欄は記入しないでください。

2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

第3号様式

工事完了報告書  
(新築 / 増築・改築)

年 月 日

尼崎市長 様

報告者 住 所  
氏 名

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了しましたので、尼崎市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する事務処理要領第16条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号  
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日  
年 月 日
- 3 確認の特例の有無（法第6条第2項に基づく申し出）  
有 無（確認年月日・番号）
- 4 認定に係る住宅の位置  
地名地番 尼崎市  
住 所（住居表示が実施されている場合は住居表示を記載してください。）  
尼崎市
- 5 認定計画実施者の氏名
- 6 認定長期優良住宅建築等計画に基づき、住宅の建築が完了したことを確認した建築士等  
【資格】（ ）建築士（ ）登録第 号  
【住 所】  
【氏 名】  
【建築士事務所名】（ ）建築士事務所（ ）知事登録第 号

【所在地】

- 7 工事中の軽微な変更  
有 無  
有の場合その内容（ ）

※ 受付欄	※ 決 裁 欄
年 月 日	
第 号	
係員印	

- (注意) 1 ※印欄は記入しないでください。  
2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。  
3 「7 工事中の軽微な計画変更の内容」は別紙とすることができます。  
4 建築基準法第7条第5項の検査済証の写しを添付してください。

第4号様式

認定長期優良住宅状況報告書  
(新築 / 増築・改築)

年 月 日

尼崎市長 様

報告者 住 所  
氏 名

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第12条の規定により、報告の求めのあった認定長期優良住宅建築等計画に基づく次の住宅の建築工事又は維持保全の状況について、尼崎市長長期優良住宅建築等計画の認定等に関する事務処理要領第16条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号  
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日  
年 月 日
- 3 認定に係る住宅の位置
- 4 認定計画実施者の氏名
- 5 建築工事又は維持保全の内容

--

※ 受付欄	※ 決裁欄
年 月 日	
第 号	
係員印	

- (注意) 1 ※印欄は記入しないでください。  
2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

不認定通知書  
(新築 / 増築・改築)

尼 第 号  
平成 年 月 日

様

尼崎市長 印

別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の規定による認定をしないこととしたので、これを通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、尼崎市長に対して審査請求書を提出して審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることはできません。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、尼崎市を被告として(尼崎市長が被告の代表者となります。)、この処分の取消しを求める訴えを神戸地方裁判所に提起することもできます。なお、上記の審査請求をした場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月を経過したときでも、当該審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であれば、当該訴えを神戸地方裁判所に提起することができます。ただし、この通知書(当該審査請求をした場合は、その裁決書)を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日(当該審査請求をした場合は、その裁決があった日)の翌日から起算して1年を経過したときは、当該訴えを提起することはできません。

記

- 1 申請年月日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る住宅の位置
- 4 理由

不承認通知書  
(新築 / 増築・改築)

尼 第 号  
平成 年 月 日

様

尼崎市長 印

別添の承認申請書の申請は、下記の理由により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定による承認をしないこととしたので、これを通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、尼崎市長に対して審査請求書を提出して審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることはできません。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、尼崎市を被告として(尼崎市長が被告の代表者となります。)、この処分の取消しを求める訴えを神戸地方裁判所に提起することもできます。なお、上記の審査請求をした場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月を経過したときでも、当該審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であれば、当該訴えを神戸地方裁判所に提起することができます。ただし、この通知書(当該審査請求をした場合は、その裁決書)を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日(当該審査請求をした場合は、その裁決があった日)の翌日から起算して1年を経過したときは、当該訴えを提起することはできません。

記

- 1 申請年月日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る住宅の位置
- 4 理由

改善命令書  
(新 築 / 増 築・改 築)

尼 第 号  
平成 年 月 日

様

尼崎市市長 印

次の認定長期優良住宅建築等計画について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第13条の規定により、改善に必要な措置を命じます。

この処分について不服があるときは、この命令書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、尼崎市市長に対して審査請求書を提出して審査請求をすることができます。ただし、この命令書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることはできません。

また、この命令書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、尼崎市を被告として(尼崎市市長が被告の代表者となります。)、この処分の取消しを求める訴えを神戸地方裁判所に提起することもできます。なお、上記の審査請求をした場合には、この命令書を受け取った日の翌日から起算して6か月を経過したときでも、当該審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であれば、当該訴えを神戸地方裁判所に提起することができます。ただし、この命令書(当該審査請求をした場合は、その裁決書)を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日(当該審査請求をした場合は、その裁決があった日)の翌日から起算して1年を経過したときは、当該訴えを提起することはできません。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日
- 3 認定計画実施者の氏名
- 4 認定に係る住宅の位置
- 5 命ずる措置
- 6 改善の期限

認定取消通知書  
(新築 / 増築・改築)

尼 第 号  
平成 年 月 日

様

尼崎市長 印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づき、下記の認定長期優良住宅建築等計画について、その認定を取り消しましたので、同条第2項の規定に基づき、これを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、尼崎市長に対して審査請求書を提出して審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることはできません。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、尼崎市を被告として(尼崎市長が被告の代表者となります。)、この処分の取消しを求める訴えを神戸地方裁判所に提起することもできます。なお、上記の審査請求をした場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月を経過したときでも、当該審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であれば、当該訴えを神戸地方裁判所に提起することができます。ただし、この通知書(当該審査請求をした場合は、その裁決書)を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日(当該審査請求をした場合は、その裁決があった日)の翌日から起算して1年を経過したときは、当該訴えを提起することはできません。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日
- 3 認定計画実施者の氏名
- 4 認定に係る住宅の位置
- 5 理由



第9号様式

長期優良住宅（台帳記載事項）証明願

（新築 / 増築・改築）

年 月 日

尼崎市 市長 様

申請者 住所  
（認定計画実施者）氏名

下記の事項について台帳に記載された事項と相違ないことを証明願います。

証明理由：

証明住宅の概要	認定計画実施者	
	地名地番	尼崎市
	敷地面積	m <sup>2</sup>
	床面積の合計	m <sup>2</sup>
	建て方	一戸建ての住宅 ・ 共同住宅等
	構造	造 一部 造
	備考	
証明事項	認定通知	第 号 ・ 年 月 日
	変更認定通知	第 号 ・ 年 月 日
	譲受人の決定に伴う 変更認定通知	第 号 ・ 年 月 日
	地位承継承認	第 号 ・ 年 月 日
	その他	第 号 ・ 年 月 日

上記について、台帳の記載事項に基づき証明する。

受付欄	決裁欄
年 月 日	
第 号	
係員印	

## 長期優良住宅（台帳記載事項）証明書

（新 築 / 増 築・改 築）

年      月      日

様

尼崎市長      稲 村 和 美      印

下記について、長期優良住宅台帳記載事項に基づき証明する。

証明住宅の概要	認定計画実施者	
	地名地番	尼崎市
	敷地面積	m <sup>2</sup>
	床面積の合計	m <sup>2</sup>
	建て方	一戸建ての住宅      ・      共同住宅等
	構造	造      一部      造
	備考	
証明事項	認定通知	第      号      ・      年      月      日
	変更認定通知	第      号      ・      年      月      日
	譲受人の決定に伴う 変更認定通知	第      号      ・      年      月      日
	地位承継承認	第      号      ・      年      月      日
	その他	第      号      ・      年      月      日

【 摘 要 】

第11号様式

工事監理報告書  
(新築 / 増築・改築)

年 月 日

(認定計画実施者)

様

( 級) 建築士 ( ) 登録第 号  
住 所  
氏 名  
( 級) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号  
所在地  
名 称

認定長期優良住宅建築等計画に従って、下記のとおり建築が行われた旨を確認しましたので報告します。この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

記

1 住宅の概要

建築主氏名	
地名地番	
工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日

2 認定基準適合について

基準項目	照合結果	備考
構造躯体等の劣化対策	適合 ・ 不適合	
耐震性	適合 ・ 不適合	
維持管理・更新の容易性	適合 ・ 不適合	
省エネルギー対策	適合 ・ 不適合	
住宅の専用面積	適合 ・ 不適合	
居住環境の維持及び向上への配慮	適合 ・ 不適合	
可変性	適合・不適合・該当なし	共同住宅及び長屋のみ
高齢者等対策	適合・不適合・該当なし	共同住宅等の共用部分のみ